

31 半市協第 408-1 号
令和元年 10 月 30 日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表 森谷 光夫 様

半田市長 椎原 純夫

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書（回答）

令和元年8月15日付けで要望のありました標題の件につきまして、以下のとおり回答いたします。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

- ①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。
- ②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

①、②介護保険料及び利用料については、介護保険法、半田市介護保険条例及び同条例施行規則に基づき、必要があると認められた方について減免しています。また、介護福祉助成事業として、市民税非課税世帯に属する方（収入要件あり、施設入所者は除く）には、介護サービス費利用者負担の2分の1（介護度により上限設定あり）を助成することで低所得者の負担軽減を図っています。

さらに、社会福祉法人等利用者負担減免事業として、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスの利用者の負担軽減を実施しています。

（福祉部 高齢介護課）

★(2)介護保険利用について

- ①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

(回答)

相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、利用者のニーズや状態にあった適切なサービスが受けられるよう案内を行っています。

（福祉部 高齢介護課）

- ②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

(回答)

平成30年10月1日より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等

の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数を超える居宅サービス計画について、保険者への届出が必要となりました。

しかしながら、生活援助中心型サービスが一定回数以上となったことをもって、サービスの利用制限を行うものではありません。

(福祉部 高齢介護課)

(3) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(回答)

半田市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき、看護小規模多機能型居宅介護1施設(平成29年10月1日開所)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)1施設(18床)(平成30年4月1日開所)が整備されました。第7期計画(H30~32年度)期間におきましては、看護小規模多機能型居宅介護1施設、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護1施設を整備してまいります。

(福祉部 高齢介護課)

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

(回答)

現在、特別養護老人ホームへの入所希望者で要介護1・2の方につきましても、施設は申し込みを受け付けております。ただし、要介護3以上の待機者も多数おられるのが現状です。

愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針により、施設側から保険者に対して特例入所申し込みがあったことを報告し、特例入所要件に該当するか否かを判断するに当たって参考となる事項について、保険者から意見を求めるこになっております。

(福祉部 高齢介護課)

★(4) 総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。
サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

(回答)

要支援認定者で現行相当サービスが必要な方には、訪問型・通所型サービスの現行相当サービスをご利用いただいています。

(福祉部 高齢介護課)

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

(回答)

利用者のニーズや状態にあった適切なサービスを提供できるよう、必要な予算の確保に努めてまいります。

(福祉部 高齢介護課)

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

(回答)

①、②については、「半田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱」(通所型サービスB地域支え合い型事業)、「半田市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱」(げんきスポット事業)、「半田市認知症カフェ事業補助金交付要綱」に基づき、実施団体への活動補助を行っています。

(福祉部 高齢介護課)

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払いについては、平成 21 年度から実施しています。高額介護サービス費の受領委任払いについては、現時点では実施の予定はありません。

(福祉部 高齢介護課)

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

(回答)

①、②介護職員の人員不足については課題と認識しているため、今後、国における動向を注視してまいります。

(福祉部 高齢介護課)

③利用者にとって危険を招きかねない 1 人夜勤を自治体の責任で禁止し、8 時間以上の長時間労働を是正してください。

(回答)

介護事業所の人員配置基準は、省令又は省令に基づく条例により定められており、適正であると判断しておりますが、今後、国における動向を注視してまいります。

(福祉部 高齢介護課)

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答)

障がい者控除対象者認定については、障がい者の認定基準と同程度の障がいであることが必要であり、要介護認定者すべてを障がい者控除対象者に認定する考えはありません。

(福祉部 高齢介護課)

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(回答)

要介護者の認定結果通知時に「老齢者の所得税法の障がい者控除対象者認定通知書の交付について」のお知らせを同封しております。また、「介護給付費通知書」の対象者全員にも同様のお知らせを同封しております。このように必要な方への申請を促しており、個別に認定書及び申請書を送付する考えはありません。

(福祉部 高齢介護課)

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

(回答)

本市の国保税については、平成26年度に引下げを行っています。更に、近年における国保税の収納率が向上したことや特定健診の実施等で医療費の伸びが低く推移したことなどによる国保事業運営の健全化を受け、平成28年度から資産割の廃止を始め、医療分の所得割・均等割・平等割の引下げを実施しております。

一般会計からの法定外繰入については、国は、必要な支出を国保税や国庫支出金等で賄うことにより国保の安定的な財政運営を図る必要があるという観点から、法定外繰入を解消・削減すべきものとしており、本市も国の主旨に沿った運営に引き続き努めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

(福祉部 国保年金課)

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

(回答)

本市の国民健康保険税の賦課については、地方税法第703条の4の規定に基づき、平成28年度から3方式(所得割・均等割・平等割)を採用しています。このうち、所得割については前年所得金額のある方、平等割については一世帯ごと、均等割については、所得の有無に関わらずすべての被保険者に賦課されるものであり、18歳未満の子どもを均等割の対象からはずすことは公平性の観点から考えておりません。また、減免の実施も考えていませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

(福祉部 国保年金課)

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

(回答)

収入減を理由にした減免は、半田市独自に前年の総所得及び減少割合に応じて、下記のとおり実施しています。

前年の総所得が500万円以下で、当年の所得が前年の総所得に比べ10分の7以下に減少した場合、その者の所得割額に減少割合(※1)を乗じて得た額に、前年の合計所得金額の区分に応じて十分の三から十分の十までの減免割合(※2)を乗じて得た額に相当する額を減免しています。

<計算式>

$$\text{減免額} = \text{所得割額} \times \text{減少割合(※1)} \times \text{減免割合(※2)}$$

※1 減少割合=1-(当年の総所得÷前年の総所得)

※2 減免割合

前年の総所得が125万円以下の場合、減免割合は10分の10

前年の総所得が125万円を超え250万円以下の場合、減免割合は10分の7

前年の総所得が250万円を超え375万円以下の場合、減免割合は10分の5

前年の総所得が375万円を超え500万円以下の場合、減免割合は10分の3

(福祉部 国保年金課)

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(回答)

国民健康保険事業は保険税収入により運営しており、資格証明書の発行を中止する考えはありません。納税は国民の義務であり、資格証明書の発行は、保険税を納める意思がない被保険者を対象としております。資格証明書を発行する方は、事前に訪問するなど面談を必ず試み、特別な理由もなく滞納している被保険者に限定しております。

また、保険税の分割納付を履行されている場合は、有効期間を6か月とした保険証を交付しております。

(福祉部 国保年金課)

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

(回答)

国民健康保険税の納付について、一括納付が困難な世帯については、収納課で納税相談を実施し、納税者のご事情をお聞きしながら分割納付の制度のご利用をいただいております。

短期保険証につきましては、生活状況等の聞き取りを行い、納税相談をしていただいた上で発行しております。

財産の差押につきましては、滞納者に対して文書、電話、訪問等により納税のお願いをしておりますが、悪質な滞納により滞納額が増加する場合はやむをえず租税債権の保

全のために地方税法の規定により財産の差押を行っております。

(総務部 収納課、福祉部 国保年金課)

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答)

一部負担金の免除、減額及び徴収猶予については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象としています。また、制度の周知については、市報、半田市ホームページにより、引き続き実施します。

(福祉部 国保年金課)

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

(回答)

国民健康保険の広域化に伴い、愛知県国民健康保険運営方針により定められた基準を踏まえ、実施について検討を行っていきます。

(福祉部 国保年金課)

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答)

差押は、国税徴収法や地方税法など法令の定めに従い、適正に実施しております。

滞納者への納付指導は、面談や財産調査等により個々の生活状況等の実情、担税力を把握することを前提としています。その結果、一括納付が困難な場合は分割納付に応じるほか、法令の定めに従い適切に対応しておりますのでご理解ください。

(総務部 収納課)

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

生活保護を必要としている方に確実に保護を実施することは、福祉事務所の責務と考えています。

生活保護法が、憲法第25条に規定する生存権の理念に基づき定められていることを十分に踏まえ、今後におきましても適切な生活保護制度の運用に努めてまいります。

(福祉部 生活援護課)

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

(回答)

生活保護の適正な実施を推進するため、体制整備は不可欠であると考えています。本市におきましては29年度からケースワーカーを1名増員し、今年度においても同数の職員で職務に当たり、支援の充実を図っております。

担当者の研修に関しましては、社会福祉主事資格の取得や、国・県・全国市町村研修財団等が実施する研修へ積極的に参加する等、知識、技術の向上に努めています。また、就労支援につきましては、2名の臨時職員が就労支援に従事しており、ケースワーカーとともに生活保護利用者の方々の能力に応じた就労支援を実施しております。今後も生活保護利用世帯が抱える課題を把握し、適切な生活指導・就労支援を実施してまいります。

(福祉部 生活援護課)

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

(回答)

過誤払は本来あってはならないことですが、万が一そうしたことが発生し返還を求める必要がある場合、まずは自立更生による免除の可否を検討いたします。また、実際に返還を求める場合においても対象世帯の生活状況を適切に把握したうえで、要望を柔軟に受け止め、生活保護利用者に負担がかからないよう配慮し、了承を得ながら求めてまいります。

(福祉部 生活援護課)

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

(回答)

生活保護は、資産や能力などを活用しても、なお生活に困る方に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立できるよう支援することを目的としています。適切な支援を行うために、新たに生活保護申請をされた方に対しては全件、資産調査を実施してまいります。

なお、新たに生活保護申請をされた方以外の場合は、保護の実施において特に必要な場合（収入申告・資産申告を拒む場合等）のみ行ってまいります。

(福祉部 生活援護課)

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

(回答)

昨年の生活保護制度改正に伴い、冷暖房器具の支給が認められるようになりました。制度改正以後、これまでに9世帯（令和元年8月31日現在）にエアコン購入及び設置に係る費用を支給しました。今後も必要と判断される場合は、法令に基づき必要な支援を行ってまいります。

なお、生活保護を受給している世帯の方々には、生活保護制度に基づき規定の生活費を支給していることから、電気代の助成は行いません。

(福祉部 生活援護課)

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

子ども医療費助成制度について、令和2年度から助成対象を中学生から18歳年度末まで拡大する予定をしております。

(福祉部 国保年金課)

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

(回答)

子ども医療費助成制度については、県の制度から対象を拡大し、小学生は通院医療費の自己負担額の全額を現物給付(窓口無料)しております。

また、中学生は通院医療費の自己負担額の3分の2を助成するとし、市内の医療機関で受診した場合には現物給付(窓口で1割負担)、市外の医療機関で受診した場合には現金給付(医療機関窓口で3割負担、市役所で手続きして2割分を還付)により助成しております。なお、中学生通院費の1割負担については見直しの予定はありませんが、助成対象年齢を18歳年度末まで拡大することについて予定しております。

入院時食事療養費の標準負担額の助成については、考えておりません。

(福祉部 国保年金課)

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

(回答)

精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方について、一般の病気、負傷等に対しても自己負担額全額の助成を行っております。

また、自立支援医療(精神通院)対象者は精神手帳の有無や等級に係わらず、自立支援 医療適用の精神通院について医療費助成の対象しております。

(福祉部 国保年金課)

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

(回答)

妊産婦医療費助成制度については、考えておりません。

(福祉部 国保年金課)

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

(回答)

平成28年12月に「はんた子ども調査」を愛知県と同様の内容で実施し、半田市の子どもの貧困の実態を調査いたしました。

(健康子ども部 子育て支援課)

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

(回答)

本市では、ひとり親家庭への支援として、自立に向けた就労や学びを支援する自立支援事業、家庭生活を支援する日常生活支援事業を実施しています。

(健康子ども部 子育て支援課)

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

(回答)

就学援助対象者の所得基準については、生活保護基準引き下げに伴い、従来、生活保護基準額の1.0倍以下の世帯としていたものを、平成26年度から1.3倍以下の世帯までに拡大しました。それ以外にも、児童扶養手当の受給等の基準を設け、認定を行っています。

申請についての制度周知については、年2回の市報掲載（3月、9月）、ホームページ、学校教育課窓口、学校等で行っています。

なお、平成30年度新入学児童生徒分から、これまで入学後に支給していた新入学学用品費を入学前に支給するよう制度を変更しています。

(教育部 学校教育課)

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(回答)

本市では、児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯及び市民税等非課税世帯等の中学生を対象とした「学習・生活支援事業」を実施するとともに、18歳以下の児童を対象に学校の長期休暇中の居場所づくりとしての「学習支援事業」を行っています。

また、「こども食堂」については、市内の実施団体の活動情報を把握し、地元農家等からの食材提供の仲介をするとともに関係団体との意見交換会を定期的に開催しています。

(健康子ども部 子育て支援課)

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

(回答)

給食費につきましては、学校給食法第11条第2項に基づき食材費について児童又は生徒の保護者に負担していただいています。年間約4億5千万円の費用を市費でまかぬことは、大きな負担を伴うものであり、困難であると考えます。

学校給食費の未納対策としましては、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる保護者に対して、就学援助の一環として給食費の全額を補助しております。(従前は8割補助、平成29年4月より全額補助に変更)

このため、多子世帯支援等、新たな援助制度の開設などによる給食費の一率減額について今は今のところ考えておりません。

(教育部 学校教育課)

(3) 幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

(回答)

認可保育所の整備・増設については、老朽化等の理由だけに留まらず、多様化する教育・保育ニーズ、待機児童対策、少子化等の課題に対応すべきであると認識しており、より質の高い教育・保育の提供と施設環境の整備を図るため、令和元年度に「半田市保育園等公民連携更新計画」を策定する予定です。この計画に基づき、公立幼稚園を含めた施設整備を進めてまいります。

保育士の有資格者の確保については、ハローワークの求人広告への掲載を始め、はんだ市報への募集案内の掲載や、新聞への折り込みチラシによる募集を行っているほか、保育士養成校の就職説明会へ参加したり、潜在保育士研修を実施し、保育士の有資格者の確保に努めてまいります。

また、私立の保育施設においては、保育士の待遇改善として、施設型給付費や地域型保育給付費などにおいて待遇改善等加算を行い十分な保育士確保を促し、また、国の配置基準より手厚い半田市の配置基準に基づき雇用した保育士等の人工費の補助や早延長保育に要した人工費等の補助など、半田市独自の補助や待遇改善を行っており、今後も引き続き保育士の有資格者の確保に努めてまいります。

(健康子ども部 幼児保育課)

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

(回答)

認可外保育施設に対しては、毎年度、愛知県とともに実地指導調査を実施しており、指導監督基準を下回る認可外保育施設に対しては、指導・助言を行っております。

なお、市内の認可外保育施設については、今年度から新たに実地指導調査の対象となる施設を除き、全て指導監督基準を満たしております

(健康子ども部 幼児保育課)

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

国は「副食費（食材料費）については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則」としています。半田市においても、3～5歳児から徴収している主食費と併せ、今回の無償化による副食費の徴収は、国の基準通り、一部の免除世帯を除き実施いたします。

なお、今回の無償化（副食費の徴収）により、一部の児童の利用者負担額が増えますが、負担額が増加する児童の兄・姉分の保育料無償化分を合わせた世帯の負担額は全世帯で減少するものと試算しております。

(健康子ども部 幼児保育課)

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

(回答)

多機能の入所施設や行動障がいや重度心身障がい対応のグループホームの設置は充足しているとは言えないため、既存の社会資源を活用し、個別のサービス等利用計画にて地域で安心して生活できるよう努めてまいります。また、自立支援協議会等を通じ事業所への啓発や事業所職員への各種研修を行うことにより、新たな社会資源の充実に努めてまいります。

(福祉部 地域福祉課)

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

(回答)

居宅介護及び重度訪問介護の支給時間については、個別のサービス等利用計画に基づき、必要な時間数を支給決定しております。

(福祉部 地域福祉課)

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

(回答)

利用者の利用目的や障がいの特性、生活環境などの聞き取りを行い、やむを得ない事情と判断した場合には利用できるようにしています。また、施設入所者につきましては、施設職員の支援があることから原則支給は認めていません。

(福祉部 地域福祉課)

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

(回答)

入院中のヘルパー派遣については、院内の看護支援体制が整っていることから認めしておりません。

(福祉部 地域福祉課)

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

(回答)

障がい者総合支援法に基づく福祉サービス利用料、給食費については、応能負担の考え方により、低所得者及び非課税世帯に対しては利用者の負担なく事業を行っており、一定の所得がある方に対しても上限月額を定めることで負担軽減に努めています。このことにより利用料負担を無償にすることについては考えていません。

(福祉部 地域福祉課)

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答)

介護保険制度を優先する仕組みに関しては、法令上優先とされていますが、利用者の状況に応じ、介護保険サービスと障がい福祉サービスの一部併用を行っております。

(福祉部 地域福祉課)

2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

(回答)

介護保険の利用申請を行わない障がい福祉サービス利用者については、介護保険の利用申請をすることを促し、利用者の支援が途切れないように支援を継続しています。

(福祉部 地域福祉課)

3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

(回答)

今後、周知方法について検討し、適切に対応してまいります。

(福祉部 地域福祉課)

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答)

グループホームや施設の人員体制は、障がい支援区分に基づき人員配置が定められており、適正な人数配置、報酬単価であると判断しておりますが、今後、国における動向を注視してまいります。

なお、半田市単独での補助制度は考えていません。

(福祉部 地域福祉課)

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答)

介護職員の不足については課題と認識しているため、今後、国における動向を注視してまいります。直近では令和元年10月に報酬改定を実施するものと承知しております。

なお、半田市単独での補助制度は考えていません。

(福祉部 地域福祉課)

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答)

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルス予防接種については、現在、国において、定期化も含め予防接種のあり方について検討されており、その動向を踏まえ判断していきます。

インフルエンザ予防接種については、任意の被接種者に対する費用助成を行う予定はありませんが、特に予防を心がけていただくために、定期予防接種の対象ではない、65歳未満の重症化のおそれのある心臓、腎臓、呼吸器、免疫等の機能に身体障がい者手帳一級程度の障がいを有する方へも、接種の検討を促す個別案内を送付しています。なお、定期予防接種の対象者のうち、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、無料で接種を受けられるようにしています。

麻しん（はしか）の予防接種については、定期接種から漏れた任意の被接種者に対する費用助成を行う予定はありません。個別通知による接種勧奨等を行い、乳幼児期の定期予防接種を確実に進めることで、将来的に定期接種を逃す世代を作らないよう取り組んでまいります。

（健康子ども部 保健センター）

②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

（回答）

自己負担金の引き下げは予定していません。なお、助成対象者のうち、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、無料で接種を受けられます。

当該年度に65歳になる方を対象とした定期予防接種について、開始から5年が経過する平成30年度まで、70歳から100歳までの5歳刻みの年齢になる方にも対象を拡大する経過措置がとられていましたが、国はその措置を令和5年度まで継続する決定をしました。これにより、向こう5年間は未接種の方にも接種機会が確保されることとなり、半田市独自で行っていた75歳以上の任意予防接種への助成は平成30年度をもって終了としました。2回目以降の接種に対する助成は、現在のところ予定していません。

（健康子ども部 保健センター）

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

（回答）

今後、助成回数の拡充に向けて検討していきます。

（健康子ども部 保健センター）

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

（回答）

半田市においては、妊婦歯科健診を1回公費負担で実施しています。産婦歯科健診については、現在のところ予定していません。

（健康子ども部 保健センター）

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

（回答）

半田市においては、保健センターに常勤で歯科衛生士を1名配置しております。複数配置については、現在のところ予定していません。

（健康子ども部 保健センター）

【II】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

(回答)

後期高齢者の医療費負担のあり方については、2022年から団塊の世代が75歳を向かえはじめ、更なる医療費の増加が予想されることや、制度を支える現役世代への負担が増加していることなど、国民皆保険を維持していくために様々な観点から考える必要があるため、国の検討状況を見守っていきます。

(福祉部 国保年金課)

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

(回答)

国民健康保険については、国に対して、国保の安定的かつ持続的運営のため国庫負担割合の引上げを実施するよう全国市長会から要望しております。

傷病手当、出産手当の創設については、要望書を提出する考えはありません。

(福祉部 国保年金課)

- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

(回答)

国民年金制度は、国が運営している事業で国会において議論されるべき事項でありますので、要望書を提出する考えはありません。

(福祉部 国保年金課)

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

(回答)

国の負担する調整交付金5%の各保険者への完全実施について、機会を捉えて関係機関へ要望をしてまいります。要支援者の訪問介護サービス等は新しい総合事業に移行しましたが、移行後も利用者の状態に応じ必要なサービスは確保されております。また、サービス提供の低下のないよう事業所を指導・監督してまいります。

(福祉部 高齢介護課)

- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

(回答)

18歳年度末までの医療費無料制度に限らず福祉医療費助成制度全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(福祉部 国保年金課)

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。
福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

(回答)

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)に基づき、地域生活支援拠点等の整備を図ることにより、社会資源の拡充を国とともに推進していきます。報酬単価につきましては、適正であると判断しておりますが、今後国における動向を注視してまいります。なお、直近では令和元年10月に報酬改定が実施されるものと承知しております。

(福祉部地域福祉課)

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

福祉医療費助成制度全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(福祉部 国保年金課)

- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

(回答)

18歳年度末までの医療費無料制度に限らず福祉医療費助成制度全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(福祉部 国保年金課)

- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般的の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

(回答)

精神障がい者医療費助成制度に限らず福祉医療費助成制度全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(福祉部 国保年金課)

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(回答)

後期高齢者福祉医療費給付制度に限らず福祉医療費助成制度全体として、社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保、持続可能な制度運営などの面から総合的に判断し、必要に応じて愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(福祉部 国保年金課)

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

(回答)

福祉医療波及分助成としての県補助金は、平成25年度をもって廃止されております。

(福祉部 国保年金課)

以上